

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 25 日 作成

法 令 名：	古物営業法施行規則
根 拠 条 項：	第12条第 1 項
処 分 の 概 要：	行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者（委任先）：	大分県公安委員会
法 令 の 定 め：	古物営業法第11条第 2 項（行商従業者証）及び第12条第 1 項（標識） 古物営業法施行規則第10条（行商従業者証の様式）及び第11条（標識の様式）
審 査 基 準：	許認可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり 法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、定めていない。
標 準 処 理 期 間：	30 日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：	当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先：	大分県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係（電話 097-536-2131） 当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署生活安全関係事務担当課
備 考：	